

○厚生労働省告示第四百三十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第百二十五号を第百二十六号とし、第十四号から第百二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号中「メソトレキセート」を「メトトレキサート」に改め、「慢性関節リウマチ」を「関節リウマチ及び関節症状を伴う若年性特発性関節炎」に改め、同号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 （二R・三R・三a S・七R・八a S・九S・一〇a R・一一S・一二R・一三a R・一三b S
・一五S・一八S・二一S・二四S・二六R・二八R・二九a S）―二―「（二S）―三―アミノ
―二―ヒドロキシプロピル」―三―メトキシ―二六―メチル―二〇・二七―ジメチリデンヘキサコ
サヒドロ―一―一五・一八・二一・二四・二八―トリエポキシ―七・九―エタノ―一二・一五―
メタノ―九H・一五H―フロ「三・二―i」フロ「二・三・五・六」ピラノ「四・三―b」「一・
四」ジオキサシクロペンタコシン―五（四H）―オン（別名エリブリン）、その塩類及びそれらの

製劑